

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 秋田県秋田市新屋島木町1番82-2号

氏名 豊興産株式会社 代表取締役 石黒 慎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 平成30年 7月20日

許可の有効年月日 令和 5年 7月19日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
- ・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
- ・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
- ・廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 7月20日 当初許可

平成10年 7月20日 更新許可

平成15年 7月20日 更新許可

平成20年 7月20日 更新許可

平成20年 8月 1日 変更届出書受理

(1) 特別管理産業廃棄物の種類から指定下水道汚泥を削除したこと。

(以下、裏面記載)

- (2) 特別管理産業廃棄物の種類から指定下水道汚泥を処分するために処理したものを削除したこと。
- (3) 特別管理産業廃棄物の種類から汚泥を処分するために処理したもの（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）を削除したこと。

平成25年 7月20日 更新許可

平成29年10月26日 変更届出書受理（本店所在地を秋田県秋田市新屋扇町12番49号から変更したこと。）

平成30年 7月20日 更新許可

令和元年12月10日 変更届出書受理（代表者を石黒望から変更したこと。）

以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無

以下余白

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白